

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加される。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5SNE1SK00020		5SPT1C10001 0001				WQ-Z360001	
品名 または 件名							
燃料貯蔵検査「航空タービン燃料、JP-4」ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
9.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
鳥栖燃料支処				鳥栖分屯地			
搬入場所				納 期 または 工期			
鳥栖分屯地				令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和7年3月11日(火)9時30分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和7年3月18日(火)09時30分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格（予定数量×単価の総額）の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、解除を申し出た日以降の「（予定数量－納入数量）×単価」の総額（税込み）の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「単価契約に関する契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和7年3月10日（月）12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ7.0インチ以上）の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課第2契約班 担当 御手洗 (内線2319)

仕 様 書		
燃料貯蔵検査 「航空タービン燃料, JP-4」	調達要求番号	5SPT1C10001
	仕様書番号	WQ-Z360001
	作成年月日	令和6年12月5日
	変更年月日	
	作成部隊	鳥栖燃料支処

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊各駐屯地において、保管する「航空タービン燃料, JP-4」の貯蔵検査について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001によるほか、次による。
 貯蔵検査 貯蔵検査とは、この仕様書で定めた検査項目に基づき、契約相手方の検査施設において検査すること。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- JIS K 2249-1 原油及び石油製品-密度の求め方-第1部: 振動法
- JIS K 2249-2 原油及び石油製品-密度の求め方-第2部: 浮ひょう法
- JIS K 2249-3 原油及び石油製品-密度の求め方-第3部: ピクノメータ法
- JIS K 2249-4 原油及び石油製品-密度の求め方-第4部: 密度・質量・容量換算表
- JIS K 2254 石油製品-蒸留試験方法
- JIS K 2258-1 原油及び石油製品-蒸気圧の求め方-第1部: リード法
- JIS K 2258-2 原油及び石油製品-蒸気圧の求め方-第2部: 3回膨張法
- JIS K 2261 石油製品-自動車ガソリン及び航空燃料-実在ガム試験方法-噴射蒸発法
- JIS K 2276 石油製品-航空燃料油試験方法
- JIS K 2513 石油製品-銅板腐食試験方法
- JIS K 2580 石油製品-色試験方法

b) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- DSP K 2206 航空タービン燃料

c) 法令

- 危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号)

2. 検査に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、「航空タービン燃料，JP-4」について2.6表1の検査項目について測定し，品質の総合評価をするものとする。

2.2 検査試料

検査試料は，補給処から官給された「航空タービン燃料，JP-4」とする。

2.3 検査項目・検査方法

検査項目・検査方法は2.6表1－検査結果の報告内容による。

2.4 検査の時期

検査は月1回を基準とする。

2.5 検査試料の採取・梱包・運搬

官側は燃料貯蔵検査用試料運搬容器に検査試料の採取・梱包を実施するものとする。検査場への運搬及び官側への返送は契約相手方が実施するものとし，契約相手方は燃料貯蔵検査用試料運搬容器受領時に受領書を作成するものとする。なお，検査試料の運搬時期は官側が指示するものとする。

2.6 検査結果の報告

検査結果の報告は，口頭及び表1の報告書により報告するものとする。表1の提出時期は，4.2表2によるものとする。

表 1 - 検査結果報告内容

検査結果報告書

試料 採取駐屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規定	試験結果	試験方法	部分 合否
1	外観	清澄透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物がないこと		目視	
2	色相	記録		JIS K 2580セーボルト 試験方法	
3	密度(15℃, g/cm ³)	0.751~0.802		JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又は JIS K 2249-4による。	
4	実在ガム(mg/100ml)	7.0以下		JIS K 2261 水蒸気噴射法	
5	蒸留性 状	初留点, °C	記録	JIS K 2254 常圧蒸留 試験方法	
		10% 留出温度 °C	記録		
		20% 留出温度 °C	100以上		
		50% 留出温度 °C	125以上		
		90% 留出温度 °C	記録		
		終点 °C	270以下		
		残油量 容量%	1.5以下		
		減失量 容量%	1.5以下		
6	銅板腐食(100℃、2h)	1 以下		JIS K 2513	
7	析出点 °C	-58以下		JIS K 2276	
8	酸 価 mg KOH/g	0.015以下		JIS K 2276	
9	蒸気圧(37.8℃)kPa	14~21		JIS K 2258-1又は JIS K 2258-2による。	
10	水溶解度(界面状態)	1b以下		JIS K 2276	
11	微粒夾雑物 mg/L	1.0以下		JIS K 2276 (ただし、試料は1Lとする。)	
12	導電率 pS/m	150~600		JIS K 2276	
総合 評価	1 使用上問題なし 2 使用を控える			検査実施日	
				事業所名:	
			代表者名:	印	
			検査実施担当者名:	印	

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官が定める検査実施要領による。

4. その他の指示

その他の指示は、調達要領指定書により指定する場合を除き、次による。

4.1 官給品

試料及び燃料貯蔵検査用試料運搬容器は、官給するものとする。

試料は官側と契約相手方が調整の上、必要数量を決める。

試料容器は1L容器（ブリキ缶）を使用し、必要数量に応じた個数とし、試料運搬用器はアルミケースとし、業者引渡しに必要な個数を充てる。

検査試料引渡場所は、九州補給処鳥栖燃料支処とし、燃料貯蔵検査用試料運搬容器は、検査終了後速やかに、九州補給処鳥栖燃料支処に返納するものとする。ただし、開封した試料容器及び、採取後の残油については、契約相手方で処分するものとする。

4.2 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

提出書類	提出先	部数	提出時期
作業工程表	九州補給処 鳥栖燃料支処	1	契約後速やかに
受領書		1	検査試料受領時
検査結果報告書	九州補給処 鳥栖燃料支処	2	1 検査結果の総合評価が「使用上問題なし」の場合は、検査結果報告時期までに報告 2 検査結果報告時期は、検査試料缶に標示 3 検査結果の総合評価が「使用を控える」の場合は、検査終了後速やかに報告
	契約担当官	1	

4.3 その他

4.3.1 単位及び予定数量

a) 単位は、4.1により官側と契約相手方が調整の上決定した必要数量（必要数量に応じた1L容器個数）を1ST（検体）とする。

b) 検査予定数量

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
予定数	0 ST	0 ST	1 ST	2 ST	0 ST	0 ST	0 ST	0 ST	6 ST	0 ST	0 ST	0 ST	9ST

4.3.2 検査施設

a) 貯蔵検査を実施する施設は、契約の相手方又は契約の相手方の委託を受けた第三者の検査施設であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年第88号）に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設とする。

b) 入札参加希望業者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設の証明（写し）提出するものとする。

4.4仕様書に関する疑義

契約の相手方は、仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする

仕 様 書		
燃料貯蔵検査 「航空タービン燃料, J e t A - 1」	調達要求番号	5SPT1C10002
	仕様書番号	WQ-Z360002
	作成年月日	令和6年12月5日
	変更年月日	
	作成部隊	鳥栖燃料支処

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊各駐屯地において、保管する「航空タービン燃料, J e t A - 1」の貯蔵検査について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001によるほか、次による。
貯蔵検査 貯蔵検査とは、この仕様書で定めた検査項目に基づき、契約相手方の検査施設において検査すること。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- J I S K 2 2 4 9 - 1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- J I S K 2 2 4 9 - 2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- J I S K 2 2 5 4 石油製品－蒸留試験方法
- J I S K 2 2 5 8 - 1 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第1部：リード法
- J I S K 2 2 5 8 - 2 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第2部：3回膨張法
- J I S K 2 2 6 1 石油製品－自動車ガソリン及び航空燃料－実在ガム試験方法－噴射蒸発法
- J I S K 2 2 7 6 石油製品－航空燃料油試験方法
- J I S K 2 5 1 3 石油製品－銅板腐食試験方法
- J I S K 2 5 8 0 石油製品－色試験方法
- J I S K 2 2 6 5 - 1 石油製品－タグ密閉法

b) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- DSP K 2 2 0 6 航空タービン燃料

c) 法令

- 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2. 検査に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、「航空タービン燃料，Jet A-1」について2.6表1の検査項目について測定し、品質の総合評価をするものとする。

2.2 検査試料

検査試料は、補給処から官給された「航空タービン燃料，Jet A-1」とする。

2.3 検査項目・検査方法

検査項目・検査方法は2.6表1－検査結果の報告内容による。

2.4 検査の時期

検査は月1回を基準とする。

2.5 検査試料の採取・梱包・運搬

官側は燃料貯蔵検査用試料運搬容器に検査試料の採取・梱包を実施するものとする。検査場への運搬及び官側への返送は契約相手方が実施するものとし、契約相手方は燃料貯蔵検査用試料運搬容器受領時に受領書を作成するものとする。なお、検査試料の運搬時期は官側が指示するものとする。

2.6 検査結果の報告

検査結果の報告は、口頭及び表1の報告書により報告するものとする。表1の提出時期は、4.2表2によるものとする。

表 1 - 検査結果報告内容

検査結果報告書

試料採取駐屯地		試料採取年月日		受領試料量		使用試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		JIS K 2276	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15℃、kg/m ³)	775.0~840.0		JIS K 2249-1 又は-2	
4	実在ガム (mg/100mL)	7.0以下		JIS K 2261	
5	蒸留性状	初留点 ℃	記録	JIS K 2254	
		10%留出温度 ℃	205.0以下		
		50%留出温度 ℃	記録		
		90%留出温度 ℃	記録		
		終点 ℃	300.0以下		
		残油量 容積%	1.5以下		
		減失量 容積%	1.5以下		
6	銅板腐食 (100℃、2h)	1以下		JIS K 2513	
7	析出点 ℃	-47.0以下		JIS K 2276	
8	酸価 mg KOH/g	0.015以下		JIS K 2276	
9	微粒きょう雑物 mg/L	1.0以下		JIS K 2276	
10	導電率 pS/m	50~600		JIS K 2276	
11	引火点 ℃	40.0以上		JIS K 2265-1	
12	熱安定度	試験温度 ℃	260℃以上	JIS K 2276	
		フィルター差圧 kpa	3.3以下		
		管堆積度 (目視)	3未満で孔雀模様や異常色相堆積物なし		
総合評価	1 使用上問題なし		検査実施日		
	2 使用を控える		事業者名 :		
			代表者名 :	印	
			検査実施担当者名 :	印	

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官が定める検査実施要領による。

4. その他の指示

その他の指示は、調達要領指定書により指定する場合を除き、次による。

4.1 官給品

試料及び燃料貯蔵検査用試料運搬容器は、官給するものとする。

試料は官側と契約相手方が調整の上、必要数量を決める。

試料は1L容器（ブリキ缶）を使用し、必要数量に応じた個数とし、試料運搬用器はアルミケースとし、業者引渡しに必要な個数を充てる

検査試料引渡場所は、九州補給処鳥栖燃料支処とし、燃料貯蔵検査用試料運搬容器は、検査終了後速やかに、九州補給処鳥栖燃料支処に返納するものとする。ただし、開封した試料容器及び、採取後の残油については、契約相手方で処分するものとする。

4.2 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

提出書類	提出先	部数	提出時期
作業工程表	九州補給処 鳥栖燃料支処	1	契約後速やかに
受領書		1	検査試料受領時
検査結果報告書	九州補給処 鳥栖燃料支処	2	1 検査結果の総合評価が「使用上問題なし」の場合は、検査結果報告時期までに報告 2 検査結果報告時期は、検査試料缶に標示 3 検査結果の総合評価が「使用を控える」の場合は、検査終了後速やかに報告
	契約担当官	1	

4.3 その他

4.3.1 単位及び予定数量

a) 単位は、4.1により官側と契約相手方が調整の上決定した必要数量（必要数量に応じた1L容器個数）を1ST（検体）とする。

b) 検査予定数量

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
予定数	8ST	2ST	3ST	12ST	8ST	4ST	2ST	2ST	2ST	14ST	8ST	0ST	65ST

4.3.2 検査施設

a) 貯蔵検査を実施する施設は、契約の相手方又は契約の相手方の委託を受けた第三者の検査施設であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年第88号）に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設とする。

b) 入札参加希望業者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設の証明（写し）提出するものとする。

4. 4仕様書に関する疑義

契約の相手方は、仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。